

大規模小売店舗の変更に係る届出

由利本荘市告示第108号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和7年9月16日

由利本荘市長 湊 貴信

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 今枝 哲郎
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ新西目店
秋田県由利本荘市西目町沼田字新道下1111外

(3) 変更した事項

大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橘 正喜
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

(変更後)

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 今枝 哲郎
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

(4) 変更の年月日

令和7年6月25日

(5) 変更する理由

設置者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和7年9月10日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

由利本荘市役所 産業振興部 商工振興課

(2) 縦覧期間

令和7年9月16日から令和8年1月16日まで

4 意見書の提出先

由利本荘市尾崎 1 7 番地 由利本荘市産業振興部商工振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由